

# 衆議院環境委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 15 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

- ・小泉環境大臣、佐藤環境副大臣、自見厚生労働大臣政務官、八木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・金子恵美君外 2 名（立国社）提出の修正案について、提出者金子恵美君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・田村貴昭君（共産）提出の修正案について、提出者田村貴昭君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び両修正案に対し、田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
- ・田村貴昭君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－共産 反対－自民、立国社、公明）
- ・金子恵美君外 2 名（立国社）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－立国社、共産 反対－自民、公明）
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立国社、公明 反対－共産）
- ・とかしきなおみ君外 2 名（自民、立国社、公明）から提出された附帯決議案について、金子恵美君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立国社、公明、共産）  
（質疑者）福山守君（自民）、金子恵美君（立国社）、近藤昭一君（立国社）、柿沢未途君（立国社）、江田康幸君（公明）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 福山守君（自民）

- （1） 大気汚染防止法の平成 25 年改正による効果とその後今回の法改正に至った課題
- （2） レベル 3 建材規制関係
  - ア レベル 3 建材の除去作業に係る義務の具体的内容
  - イ 作業実施の届出対象としないレベル 3 建材の適切な飛散防止対策確保の必要性
- （3） 事前調査関係
  - ア 石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告を義務付ける意義
  - イ 調査のための一定の知見を有する者の育成に向けた取組
- （4） 直接罰を実効的に運用するための方針
- （5） 災害に備えて平常時から石綿含有建材を使用した建築物を把握する必要性
- （6） 本法律案により負担が増大することが見込まれる都道府県に対する支援策
- （7） 今後の石綿飛散防止への取組に向けた小泉環境大臣の決意

### 金子恵美君（立国社）

- （1） 国民の健康と生命を守るために大気汚染防止法が果たす役割についての小泉環境大臣の見解
- （2） 石綿飛散事故の発生に対する小泉環境大臣の認識
- （3） 環境省が先頭に立って石綿飛散防止対策を進めていくべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解
- （4） 平常時からの石綿の使用状況把握やリスク管理の必要性
- （5） 石綿含有建材に関する情報共有を徹底する必要性

- (6) 石綿含有建材の使用状況の把握に関する国のモデル事業の実施時期
- (7) 災害に備えた石綿飛散防止対策の必要性
- (8) レベル3建材規制の法実効性を確保する必要性
- (9) 大気濃度測定義務化に向けた検討を加速化させる必要性についての小泉環境大臣の見解
- (10) 法改正に当たり多角的な見地から議論を行う場を設ける必要性についての小泉環境大臣の見解
- (11) 第三者による事前調査や作業後確認を導入する必要性

**近藤昭一君（立国社）**

- (1) 石綿による健康被害状況関係
  - ア 石綿被害による労災認定者総数及び建設業と非建設業それぞれの認定数とその割合及び石綿による健康被害の救済に関する法律によるこれまでの認定者数
  - イ 1972年のILO及びWHOの専門家会議での指摘以前にアスベストが発がん性物質であるとの知見が示された事例及び我が国の規制の遅れを裁判で指摘された背景に対する厚生労働省の見解
  - ウ 石綿ばく露を原因とした死亡者数及び今後の予測数
  - エ 建設アスベスト訴訟において国が一部敗訴した件数
- (2) 本法律案に大気濃度測定義務付けが規定されなかった理由についての小泉環境大臣の見解
- (3) 罰則関係
  - ア 今回の改正で罰則を強化する必要性
  - イ 本法律案で導入されている直接罰の実効性に対する小泉環境大臣の見解
  - ウ 当事者が過失と主張した場合の直接罰の適用の考え方に対する小泉環境大臣の見解
  - エ 正しい隔離養生が行われずに石綿が飛散した場合は過失であっても直接罰を適用する可能性についての小泉環境大臣の見解

**柿沢未途君（立国社）**

- (1) 国立環境研究所の五箇公一氏が提唱するグローバリゼーションからの転換としての地産地消型社会の構築に対する小泉環境大臣の所見
- (2) 個人防護具（PPE）関係
  - ア 新型コロナウイルス感染症によって解体工事や建設工事の現場等で不足することが懸念されるDS2やN95マスク等の防じんマスクの現状
  - イ N95、DS2やDS3マスクの国内生産及び輸入の現状
  - ウ 人命にかかわるN95マスク等の防じんマスクを地産地消とすべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解
  - エ 新型コロナウイルスの無症状罹患者の搬送時における救命救急士の装備の現状
  - オ 医療従事者や建設現場労働者にマスクのフィットテストを行う必要性
- (3) 事前調査において一定の知見を有する者の人数の確保に向けた実効性の担保の必要性及び特定粉じん排出等作業の記録を作成していなかった場合の罰則規定の有無

**江田康幸君（公明）**

- (1) 今回の法改正の意義及び小泉環境大臣の決意
- (2) レベル3建材を規制対象とすることにより規制対象となる解体等工事件数の増加見込み及び規制の徹底に向けた取組
- (3) 解体等工事に係る事前調査結果の報告を義務付ける建築物等の対象規模及び事前調査に係る一定の知見を有する者の必要人数、養成目標時期や方針

- (4) 直接罰の実効性を持った運用の必要性
- (5) 本法律案による災害時の石綿飛散防止対策の改善効果に対する小泉環境大臣の所見
- (6) 特定粉じん排出等作業に係る大気濃度測定の義務付け及び解体等工事に係る事前調査について知見を有する第三者が行うことを原則とすべきとの指摘に対する佐藤環境副大臣の見解

**田村貴昭君（共産）**

- (1) 気候変動による感染症の拡大を防止するための地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガス排出削減目標の引上げの必要性に対する小泉環境大臣の見解
- (2) 石綿含有建材を使用した建築物の無届けによる解体工事の件数
- (3) 特定粉じん排出等作業に係る大気濃度測定を義務化すべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解
- (4) 第三者による解体等工事に係る事前調査及び作業後の確認を義務化する必要性
- (5) 特定粉じん排出等作業時の前室の設置関係
  - ア 鹿児島県のデパートでの石綿除去工事において前室が設置されていなかった事例に対する環境省の認識
  - イ 作業時に集じん排気装置及び前室の一体での設置が必須であることの確認
  - ウ 法律に作業時の前室設置義務を明記すべきとの考えに対する環境省の見解
- (6) レベル3建材を解体等工事の作業届出の対象としないことの妥当性についての環境省の見解
- (7) ケイ酸カルシウム板第1種関係
  - ア 労働安全衛生法・石綿障害予防規則における扱い
  - イ 大気汚染防止法上と労働安全衛生法・石綿障害予防規則上でレベル3建材の扱いが異なるため現場が混乱する可能性
- (8) 今後の石綿飛散防止対策に向けた小泉環境大臣の決意